

うきは市農業委員会第6回総会議事録

〔開催日時〕 令和6年8月9日（金）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 1階 101・102会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定変更）について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第3号 耕作台帳名義人変更届について

（出席委員）

会長	16番	佐々木	芳幸		
副会長	15番	家永	学		
委員	1番	樋口	美智子	8番	尾花 里美
	2番	古賀	和妃郎	9番	野村 啓次
	3番	山下	智	10番	佐藤 康成
	4番	樋口	幸代	11番	石井 信一
	5番	内山	良江	13番	熊谷 正二
	7番	後藤	一善	14番	高浪 眞次

欠席委員 6番 上村 泰司 12番 森 和正

（農業委員会職員）

課長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 佐藤 光亮

課長 お揃いですので始めさせていただきたいと思いますが、総会に入る前に本日、権藤市長が就任されて初めての総会ですので、ご出席いただいております。市長から一言ご挨拶いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

市長 挨拶

課長 ありがとうございます。それでは第 6 回うきは市農業委員会を始めさせていただきます。農業委員会会長挨拶、佐々木会長をお願いします。

会長 挨拶

課長 ありがとうございます。それでは議案審議報告に入らせていただきます。議案審議報告につきましては規約により議長の方は佐々木会長で進めてまいります。会長よろしくお願いいたします。

議長 はいそれでは、議案審議に入ります前に、本日の議事録署名人を 11 番委員と 13 番委員にお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。それでは早速議案審議に入ります。議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 1 号— 1 上程)

事務局 (議案第 1 号— 1 説明・朗読)

議長 それでは先日の分科会で現地確認をしておりますので、分科会長の意見を求めます。

分科会長 5 日の日に第 2 分科会で現地調査を行いました。この写真を見てわかりますように太陽光の発電施設の下というのは、個人的なイメージは農地として活用されていないというか、そういう例を見てきたのですが、ここはきちんと管理されていて、写真を見ていただいてわかるように、ニンニクを出荷した後でございましたけれども、綺麗に整備されておりました。分科会としては問題ないと判断をいたしましたところでございます。ご審議をお願いします。

事務局 分科会長にご説明いただいて、申し訳ないのですが 4 条・ 5 条 2 ケ所あるうちの 5 条申請の方の作物はアシタバの方になっております、写真の中央からちょっと左に見えるところにアシタバの収穫が終わっているような状況でございます。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 1 号— 1 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。それでは議案第 1 号— 2 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 1 号— 2 上程)

事務局 (議案第1号—2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 はい、今見ていただいたようにもう既に、農地としての体をなしていないということでございます。譲受人の所有地と隣接をしておりますし、事務局から説明がありましたように始末書もあるということで、致し方ないというふうに判断をしたところでございます。ご審議をお願いします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

3 番 2回ほど圃場内容を見に行っただけですけども、きちんと整備されて資材置き場とか、作業場になっております。それから始末書も出ており、工場内の東側に水田があるわけですけども、コンクリートで整備されていて雨水等は、川の方へ流れ出るようにきちんとされております。それから隣接地で二名が水稻を作っておられますけれども、その人の同意書もいただいておりますし、水利関係承諾書、区長さんの承諾もいただいておりますので、何も問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

4 番 ここは所有権移転というのということですので、農地のまま、そのまま残るのですか。

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 今回申請されているものは5条申請になりますので、5条申請は購入後、転用という形になります。そもそもの審議の3条が農地としての売買、4条が自己所有地の転用、5条については所有権移転の転用という流れになっておりますので、今回の場合についてはですね、5条申請をされていますけれども、既に土地の形状が変わっていたということで、始末書付きの転用という形になっております。

4 番 始末書というのはどこに出すのですか。

事務局 申請して許可を出す県に対して、事前着手っていう形での始末書となっておりますので、現所有者が売買をする前に、もう地上げをして転用をしてしまったということでの始末書になります。

議長 補足でお知らせします。5条・4条は農地の地目を変えるというのは、あくまでも県知事の許可でございまして、農業委員会では適当か適切でないかの意見を付け進達することでございます。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1号—2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第1号―3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号―3上程)

事務局 (議案第1号―3説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 事務局の方から説明がありましたとおり、市道に面したところでございまして、道路より50センチばかり低くなっておりますが、住宅建設ということであれば地上げするだろうと思いますが、西側は宅地と隣接しておりまして、農業委員としてこういう言い方おかしいと思いますが、遅かれ早かれこちらあたりは、住宅地になっていくような気がいたしました。農業委員としてはおかしい言い方かもしれませんが、致し方ないのではなかろうかというふうに判断をいたしましたところでございます。ご審議をお願いします。

議長 はいそれでは担当委員の意見を求めます。

13番 ただいま分科会長の方から説明がありましたけど、宅地に隣接していて、周りの同意もありますので別に問題はないかと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 はい説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

はい質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1号―3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。

それでは議案第1号―4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号―4上程)

事務局 (議案第1号―4説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 説明がありましたとおり、市道から南にちょっと入ったところでございまして、周囲には農地水田がありますけれども、やむを得ないかなと判断をしているところでございます。審議をお願いします。

議長 はいそれでは担当委員の意見に関しては、先ほど事務局から説明がありましたので省きます。それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

はい質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1号―4について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。

それでは議案第 2 号農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号— 1 上程)

事務局

(議案第 2 号— 1 説明・朗読)

議長

それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長

同じようなことになろうかと思いますが写真で見ると限りきちんと管理され、今説明がありましたように、ニンニクを植栽して道の駅などに出荷しているということで、きちんと整備されております。特段問題はないかというふうに判断をしたところでございます。ご審議をお願いします。

議長

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

4 番

先ほどお尋ねしたかったですけど、この発電した電気はどんなにされているのですか。

事務局

こちらの営農型太陽光発電につきましては、下の耕作者と上の発電事業者さんは同一の方になっておりますので、九州電力へ売却し発電の収入として受け取っているような状況でございます。売電量につきましては特別報告の義務がございませんので、パネル直下での収量報告を例年しておるところでございます。このニンニクにつきましては、質問があったのでお答えするところなのですが、パネル下で 10 アールあたり 800 キロが平均反収となっておりますけれども、昨年の報告では 811 キロの出荷が報告で上がってきております。

1 1 番

登記面積ですね 1,994 ㎡のうち上の方が 15.206 ㎡、それから下の方が同じく 1994 平米のうち 2.06 ㎡、そこら辺の説明をお願いします。

議長

この面積の出し方の説明を事務局よりしていただきます。

事務局

はいこちらにつきましては、5 条申請の部分が、1,994 ㎡のうちの 15.206 です。これの算定方法につきましては、太陽光パネルの面積ではなく、柱が立っているところの面積および発電用の機器が設置されているところの面積になりますので、5 条申請の方に発電用の機材等についてはついておりますので、こちらの方は 15.206 ㎡数が出ております。今回の 4 条申請につきましては、2.06 ㎡はもう純粹に柱面積になっております。こちらパネルについてはですね、地上権の設定パネル部分は審議となっておりますので、3 条申請の方で上がってくるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。あくまでも支柱の占める面積ということになっております。

議長

はい、他に。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 2 号—1 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。それでは議案第 3 号の審議に入ります。農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転等許可申請について一番より事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号— 1 上程)

事務局

(議案第 3 号— 1 説明・朗読)

議長

それでは事務局より説明がありましたので、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

はい質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 3 号—1 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 3 号—2 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号— 2 上程)

事務局

(議案第 3 号— 2 説明・朗読)

議長

担当委員の意見を求めます。

5 番

譲渡し理由として、ご本人さんも娘さんたちも耕作できないってということで、譲受人さんの方に購入依頼があったそうです。譲受人に方は、あちらこちらで耕作されていますので、何の心配はないと思いますが、ただ、ここが田んぼじゃなくて畑作しかできないのでどうしますかっていうことを尋ねたら、何か畑作をするつもりだからということと、進入路がないということについても確認したのですが、家も購入してあるというふうに聞いておりますので、何ら心配はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

はいそれでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

はい質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 3 号— 2 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 3 号—3 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号— 3 上程)

事務局

(議案第 3 号— 3 説明・朗読)

議長

担当委員が欠席となっていますので、事務局から担当委員の意見を求めます。

事務局

はいこれにつきまして担当委員からの意見を伺っております。今回購入される土地につきましては南側の方に自宅を建て、北側の方では自家消費の野菜を作られるということですけれども、譲受人の親御さんの方が農業用の機械等はお

持ちだということで、何ら問題ないと伺っております。

議長

はい説明が終わりました質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

はい質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号—3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可いたします。

それでは続きまして議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号上程)

事務局

(議案第4号説明・朗読)

議長

はい説明が終わりました質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
よろしいですか。

(質疑なし)

はい質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第4号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで原案とおり市長の方へと報告いたします。

それでは議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定変更)について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第5号上程)

事務局

(議案第5号説明・朗読)

議長

はい説明が終わりました質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第5号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで議案とおり市長の方へ報告いたします。

それでは引き続き報告事項にいきたいと思います。報告1号より事務局の説明を求めます。

(報告事項1・2・3説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印